

広島県福山港地方港湾審議会議事録

1 日 時 令和6年7月16日(火) 10:00~10:25

2 場 所 福山市三吉町一丁目1番1号
広島県福山庁舎第3庁舎381・382会議室

3 出席委員

広島工業大学工学部建築工学科准教授	山 田 明
備後海運協同組合代表理事	岡 本 信 也
広島県倉庫協会備後部会	喜多村 久 至
中国地方港運協会福山支部支部長	鷲 尾 忠 彦
尾道地区旅客船協会会長(代理)	柳 井 裕 志
全日本海員組合尾道支部長	除 補 修
JFE スチール(株)西日本製鉄所(福山地区)総務部長	岩 元 亨
鞆の浦漁業協同組合代表理事組合長	羽 田 幸 三
広島県議会議員	宇 田 伸
広島県議会議員	松 岡 宏 道
福山市議会議員	大 田 祐 介
福山市議会議員	小 島 崇 弘
神戸税関福山税関支署長	岡 田 優 美
広島検疫所福山出張所長	清 水 昌 毅
中国運輸局尾道海事事務所長	東 根 宏 如
中国地方整備局長(代理)	小 倉 一 仁
福山海上保安署長(福山港長)(代理)	萩 山 昇
福山市長(代理)	児 玉 信 治
広島県土木建築局空港港湾担当部長	新 村 貴 史

委員19名中19名出席(代理出席4名含む)

4 議 題 福山港港湾計画の変更(軽易な変更)について

5 担当部署 広島県土木建築局港湾漁港整備課港湾計画グループ
TEL(082)513-4025(ダイヤルイン)

6 会議の内容

- (1) 開会
- (2) 港湾管理者挨拶
- (3) 委員紹介
- (4) 議事

会 長

本日は、委員の皆様方には、審議会にご出席いただきまして本当にありがとうございます。

本日の議案は、内港地区の港湾環境整備施設計画及び土地利用計画に関しての港湾計画の変更というものであります。

後ほど事務局から説明をいただくとと思いますが、委員の皆様におかれましては、専門的な立場からのご審議をどうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の審議会ですが、委員 19 名中 19 名の出席がありますので、広島県地方港湾審議会条例第 7 条の規定により、この審議会は有効に成立しております。

それでは、議事に入らせていただきます。

議案は、福山港港湾計画の変更についてでございます。

本件は、資料 4 にあります諮問書の写しにございますように、令和 6 年 6 月 20 日付で広島県知事から当審議会に諮問されたものでございます。

内容につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

事 務 局

それでは、福山港の港湾計画の変更（案）につきまして、ご説明したいと思っております。

お手元にカラーの資料もお配りしておりますので、資料 7 となりますが、それもあわせてご覧いただければと思っております。

初めに、福山港の概況や取組などについてご説明させていただきます。

最初に、福山港の取扱貨物量についてでございます。

棒グラフにつきましては、過去 10 年の推移ということで、近年は 4,000 万トン前後で推移しております。

取扱貨物の内訳といたしまして、外貿貨物が港全体の約 8 割を占めており、輸出といたしましては鋼材、砂利・砂、輸入では製品の原料となる鉄鉱石、石炭等が占めております。

内貿貨物でございますが、移出につきましては鉄鋼、砂利・砂、移入については石灰石が多くを占めております。

続いて、4 ページをご覧ください。

現在、福山港に寄港している定期コンテナ航路でございます。

福山港には、中国航路が週 6 便、韓国航路が週 4 便、台湾・香港航路が週 1 便、合計で週 11 便の国際定期コンテナ航路と週 2 便の国際フィーダー航路が就航しており、世界各国とのネットワークが形成されております。

5 ページをご覧ください。

福山港のコンテナ貨物量の推移についてでございます。

福山港のコンテナ貨物の特徴は、背後圏にある地元有力企業が取り扱う衣料品や産業機械、金属製品等が中心となっております。

コンテナ貨物取扱量は、概ね8万TEU前後で推移が続いております。

6 ページをご覧ください。

昨年4月には、鞆の浦沖に外国クルーズ客船のスターブリーズが初めて寄港いたしました。

今年度は4回の寄港が予定されており、既に3回寄港しております。

残り1回の外国クルーズ客船の寄港ですが、10月5日に寄港が予定されております。

7 ページをご覧ください。

ここからは、福山港での取組についてご紹介いたします。

福山港では平成30年度に埠頭再編改良事業が国の直轄事業として事業採択され、箕沖地区及び箕島地区において事業を推進しております。

箕沖地区では、岸壁の80m延伸、埠頭用地の拡張及び航路泊地の浚渫が令和4年度に完了しております。

8 ページをご覧ください。

箕島地区では、鋼材及び造船関連資材の輸出に関し、輸送船舶の大型化に対応し、輸送の効率化を図るため、水深12mの岸壁260m及び埠頭用地の整備を進めております。

9 ページをご覧ください。

鞆のまちづくりについてでございます。

まちなかの交通の安全を確保するために、通過交通のため山際にトンネルを整備し、観光交通のまちなかへの流入を抑制するとともに、地域のにぎわいづくりに貢献するため、東西に交通・交流拠点を確保することとしております。

東側拠点につきましては、埋め立てにより、一般車両や観光バスの駐車場及び観光渡船発着用の栈橋を計画することとしております。

西側の拠点には、漁船、観光渡船及びビジター船が利用できる栈橋を設置することとしております。

ここからは、本日ご審議いただく資料5の福山港港湾計画書（案）の内容について御説明いたします。

11 ページをご覧ください。

港湾計画でございますが、港湾計画は、港湾法の規定により、港湾管理者が港湾計画を策定し、地方港湾審議会に諮問して、意見を聞くこととなっております。

また、港湾計画で定める事項についても港湾法施行令にて規定されており、港湾開発などの方針、港湾施設の規模及び配置などに関する事項について定めることとなっております。

12 ページをご覧ください。

審議会に諮問いたします「港湾計画」は、その港湾計画変更の内容により、計画を全面的に見直す「改訂」と、部分的に見直す「一部変更」、変更規模が小さい「軽易な変更」の3種類があり、本日御審議していただく案件は、港湾法施行規則の規定により、変更の規模が小さい「軽易な変更」となります。

なお、「軽易な変更」の場合、本審議会の諮問・答申を受けたのち、国土交通大臣へ港湾計画を送付したのちに公示することとなります。

13 ページをご覧ください。

今回の計画の変更箇所は内港地区でございます。

変更の内容といたしましては、内港地区における港湾環境整備施設計画及び土地利用計画の変更を行うものでございます。

14 ページをご覧ください。

計画の変更内容が福山市立大学の用地拡張に対応するものとなりますので、初めに福山市立大学の概要から説明させていただきます。

福山市立大学は、教育学部と都市経営学部の2学部からなる4年制大学として、平成23年4月に開学し、学生数については、14ページの表にあるとおり、教育学部が416人、都市経営学部が657人となっております。

15 ページをご覧ください。

福山市立大学の新学部設置基本構想についてです。

福山市立大学においては、社会経済情勢の変化や、理工系人材の育成確保についての産業界からの要望を踏まえ、新たに理系学部の開設に向け、令和5年10月に新学部設置基本構想検討委員会を立ち上げ、令和6年3月に新学部設置基本構想を策定いたしました。

基本構想においては、情報工学部の開設に伴い、資料に示しております新たな施設の整備が必要となるため、現在あります港町キャンパスに隣接する広島県有地（福山みなと公園の一部）を新たな施設の最適な整備候補

地とすることが示されております。

16 ページをご覧ください。

続きまして、港湾計画の変更理由についてです。

広島県は、福山市立大学より、新たな施設の用地として、県が管理している緑地の一部譲渡を希望する旨の申し出を受けました。

県では売却についての検討を進め、譲渡の要望があった箇所の一部が園路として利用されているため、園路の部分につきましては緑地のままとすることなど、売却に当たり整理が必要な事項について、支障がないことを確認いたしました。

つきましては、今回、赤色で着色してあります箇所につきまして、福山市立大学の新学部開設に伴う大学用地拡張の要請に対応するため、港湾計画を変更するものでございます。

17 ページをご覧ください。

福山市立大学の要請を踏まえ、港湾計画変更の内容につきましてご説明させていただきます。

最初に、港湾環境整備施設計画の変更（案）についてです。

既定計画の図面をご覧ください。

黄緑色で着色してあります箇所に緑地が 4.1ha 位置づけられております。

変更計画（案）の図面をご覧ください。

緑地のうち、赤色で着色してあります 0.2ha を福山市立大学の新学部に係る用地とするため、緑地の面積が 0.2ha 減少し、3.9ha となります。

18 ページをご覧ください。

続きまして、土地利用計画の変更（案）です。

先ほども説明しましたとおり、緑地のうち赤色で着色してあります 0.2ha を福山市立大学の新学部に係る用地とするため、現在のキャンパスの土地利用計画と同じく、都市機能用地に変更いたします。

つきましては、都市機能用地が 0.2ha 増えまして 5.6ha に、緑地が 0.2ha 減って、先ほども申し上げましたが、3.9ha となります。

最後に、お配りしております資料 5 の港湾計画書（案）に、これまで説明いたしました変更内容を、計画書の記載方法に従って記述しております。

以上で福山港港湾計画の変更（案）についての説明を終わります。

会 長

どうもありがとうございました。

先ほどご説明いただきました計画（案）につきまして、ご質問、ご意見等があればお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

何でも結構かと思えます。ございませんか。

では、私から1つだけ教えていただきたいのですが、資料7の17ページですが、この度、0.2haの変更があるということで、福山みなと公園がその分小さくなるということですね。

それで、現状のこの0.2haの部分というのは、芝生が植えられていて、特に遊具が置かれているとかいうことでもないと思えますので、公園の利用には特に影響ないものと思うのですが、周辺からの利用者をどのように誘導するか、アプローチということですが、現状としてはメインがリーデンローズ側からだと思うのですが、裏手側から、市立大学側の道路から入れるようになっていると思うのですが、その接続幅はどれぐらいまで小さくなって、アプローチの誘導が変わるとかいうのはないのでしょうか。

それを確認方々教えていただきたいのですが。

事務局 それは、水際というか、南側の話でしょうか。

会長 そうです。それが、図面で見ると幾らかは残っていますが、これはどれぐらいの幅でしょうか。

事務局 幅につきましては、南側の赤色部分ではなく、黄緑色の部分で残っているとところが14mほどになります。

会長 であれば、福山みなと公園の利用者には特に、支障というか、影響は及ぼさないように配慮されているということですね。

事務局 はい。そういうふう考えております。

会長 ありがとうございます。
他に何かございませんか。何でも結構かと思えますが。

特にご意見、ご質問はなかったということでございまして、それでは、このたび諮問された福山港港湾計画の変更につきまして、原案どおり適当と認める答申をしたいと思いますのですが、いかがでございましょうか。

委員 （「異議なし」の声）

会 長	<p>異議がないようですので、原案を適当と認めるとの答申をすることといたします。</p> <p>答申案につきましては、事務局において作成していただき、私が確認した上で、知事に答申することにいたします。</p> <p>それでは、以上をもちまして本日の審議を終了することといたします。進行を事務局にお返しいたします。よろしく申し上げます。</p>
事 務 局	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日、ご審議いただいた港湾計画の変更につきましては、港湾計画書及び審議会答申文書を国土交通大臣に送付するとともに、県報公告する予定でございます。</p> <p>これをもちまして、広島県福山港地方港湾審議会を終了させていただきます。</p>

閉会 10:25

7 会議の資料名一覧

- (1) 広島県福山港地方港湾審議会次第
- (2) 広島県福山港地方港湾審議会名簿
- (3) 広島県福山港地方港湾審議会配席図
- (4) 「福山港港湾計画の変更について」諮問書の写し
- (5) 福山港港湾計画書（案）軽易な変更
- (6) 参考法令
- (7) 福山港地方港湾審議会資料